

## 被害者等の少年審判傍聴の法制化を認める少年法改正案の廃案を求める要請書

衆参議院法務委員 各位

自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-28 DIKマンション小石川 201 号

電話 03-3814-3971 FAX 03-3814-2623

1 私たち自由法曹団は、弁護士約1800名からなる団体です。

内閣は、第169回国会において「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」を含む「少年法の一部を改正する法律案」を提出しました。かかる改正案通りに少年法が改正されれば、現行法では原則として許されない被害者の傍聴が、かなりの範囲で認められることが予想されます。しかし、被害者の傍聴の可否は、少年法の基本理念に関わる極めて大きな問題を含んでいます。

2 もちろん被害者支援の必要性は誰もが認めるところであり、自由法曹団の本年1月21日付け意見書でも、被害者支援のための取組み・制度(2000年少年法改正における被害者配慮規定、民間支援団体による被害者支援等)を挙げつつも、未だ不十分であり、さらなる尽力の必要性、考え得る施策等を指摘しています。

他方で、少年審判手続は「少年の健全な育成」という少年法の目的のもとで、非行少年への責任追及・処罰ではなく、更生に相応しい処分を決定する手続であり、少年が非行に向き合い、主体的に内省を深めるきっかけとなるものです。そして、少年は、発達途上にあり、未成熟で理解力や自己表現力、コミュニケーション能力に乏しいため、実際の審判手続では、少年に対して、まず受容的に話を聞き出し、少年に対する共感を示しながら発言を促し、その犯した非行やその背景にある問題性に気付かせ、内省を促していくことが行われます。そのため、少年審判手続に関与する者、すなわち、裁判官、保護者、付添人、調査官、検察官関与決定があった場合の検察官等は、いずれも少年を保護・教育し、更生させる目的に協力する立場に立ちます。しかし、本改正案に従い参加する被害者等は少年の健全育成を願う者として傍聴することが要求されているわけではありません。したがって、本改正案に従って被害者等が審判廷に存在することは、少年を更生させる目的に協力する立場に立つ関係者だけが関与している少年審判の手続構造を変容させ、実際的にも、審判での少年の萎縮をもたらし、犯した非行やその背景を語り、落ち着いた考えることを妨げるおそれがあり、少年審判の機能が阻害され、健全育成という少年法の目的を達成しえない危険が大きいのです。

また、被害者等の傍聴の前では、少年の成育歴、家族関係などプライバシーにわたる事項が明らかにできず、それを前提とした適切な処遇選択の困難も懸念されます。少年が萎縮し弁解を語れなくなることにより、裁判官が少年の非行事実の存否に関わる判断を誤るという冤罪も危惧されます。さらには、裁判官が、傍聴している被害者等への配慮を強いられ、従前通りの少年の協力者としての立場ではいられず適切な処遇をくたせない事態も懸念されます。真実発見が阻害され、適切な処遇がなされず、少年の更生が図られないことは、被害者にとっても弊害が大きいのです。

3 被害者支援、被害者等の思いの実現への尽力は必要不可欠であることは大前提ですが、それでも「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」という手段は、少年審判構造を変容させ、審判の機能を阻害し、健全育成という少年法の目的を実現しえないおそれが大きく採用できない手段なのです。国会では、本改正案について、じき審議入りする情勢にあるようですが、本改正案による「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」という手段が、上記のとおり、採用しえない手段であることを、いまいちど熟考いただきたくお願いしたいと思います。

4 私たちは、「被害者等による少年審判の傍聴の法制化」を認める「少年法の一部を改正する法律案」に反対であり、廃案にすべきと考えます。

以上